

熊本県公報

第 1 1 3 2 8 号
平成 17 年 10 月 28 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○ "	(") 1
○道路の区域変更	(道路総務課) 2
公 告	
○採石業務管理者試験合格者	(産業支援課) 2
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 3
○県有財産の売却	(管財課) 3
○団体営土地改良事業施行の同意	(農村計画課) 4
○ "	(") 4
○開発行為に関する工事完了公告	(建築課) 4
○熊本都市計画第二種市街地再開発事業の決定	(都市計画課) 4
○熊本都市計画高度利用地区の変更	(") 4
○熊本都市計画地区計画の決定	(") 5
○換地計画の決定及び公告・縦覧	(農地建設課) 5
○ "	(") 5
○ "	(") 5
登 載 依 頼	
○八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 5

告 示

熊本県告示第 1260 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 10 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草郡有明町大字大島子字ハツ 78 の 3
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草郡天草町大江字倉谷 44 の 1 (次の図に示す部分に限る。)、字松林 45 の 1、102 の 1・字高落 172 の 1・字ナタヲトシ 172 の 4 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1261 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林

の指定をする。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡天草町大江字大浦 975 の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年10月28日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	河内 矢部線	上益城郡山都町橘字管迫	前	4.8 ～ 8.6	290.0	単道改
		同字	後	4.8 ～ 8.6	290.0	
		又4番地先まで		13.0 ～ 39.4	230.0	

2 区域変更する期日 平成17年10月28日

公 告

熊本県公告第800号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づく第34回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

受験番号	氏名
6	稲田 憲 克
7	志水 健二 郎
8	清田 祥 之
10	及川 勝 光
11	江藤 正 憲
12	藤本 幸 生
14	松永 貢 一
15	有働 孝 一
20	松岡 田 孝 子
23	西岡 律 子
24	西岡 英 治
25	松尾 美 穂
26	緒方 和 弘

37 山 本 真 一
40 金 橋 俊 明
42 結 城 圭 二

熊本県公告第 801 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新世界会館（熊本パルコ）
熊本県熊本市手取本町5番1号
- 2 変更しようとする事項
駐車場の収容台数
変更前 1,675 台
変更後 1,342 台
- 3 変更する年月日
平成17年9月1日
- 4 変更する理由
熊本県営駐車場の改修工事のため
- 5 届出年月日
平成17年8月26日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成17年10月28日から平成18年2月28日まで

熊本県公告第 802 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
熊本市渡鹿七丁目633番4
宅地 134.77平方メートル（実測、公簿）
最低売却価格 6,770,000 円
- 2 入札期日
平成17年11月24日（木） 午前11時
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成17年11月21日（月） 午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状

10 その他

- (1) 契約締結期限 平成17年12月7日(水)
- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
- (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館2階 熊本県総務部管財課
- (4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2088)

熊本県公告第803号

平成17年4月22日付けで人吉市長福永浩介から協議のあった田代溝地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年10月20日付けで同意した。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第804号

平成17年4月22日付けで錦町長園田耕輔から協議のあった田代溝地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年10月20日付けで同意した。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第805号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原1014番8
330.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字原水1130番地3
矢野 美沙子
菊池郡菊陽町大字原水1130番地3
矢野 浩二

熊本県公告第806号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画第二種市街地再開発事業(熊本駅前東A地区)
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第807号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画高度利用地区の変更(熊本駅前東A地区)
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 808 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（千原地区）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 809 号

県営錦第二地区（今山工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成17年10月31日から
平成17年11月29日まで
- 2 縦覧の場所 錦町土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 810 号

県営一武地区（第三工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成17年10月31日から
平成17年11月29日まで
- 2 縦覧の場所 中球磨土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 811 号

県営一武地区（第四工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成17年10月31日から
平成17年11月29日まで
- 2 縦覧の場所 中球磨土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登載依頼

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

平成17年10月28日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時
平成17年11月10日（木） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本県八代地域振興局 5階 中会議室
- 3 議題
 - (1) 救急告示医療機関について
 - (2) 救急医療に関する報告について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県八代保健所総務企画課）
（電話 0965-33-3111）